

命令等の案  
アゾキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.3	0.3
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.3	0.3
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.5	0.5
大豆	○ 0.5	0.5
小豆類 <sup>2</sup>	○ 0.5	0.5
えんどう	○ 0.5	0.5
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.2	0.2
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 0.5	0.5
ばれいしょ	○ 1	1
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 1	1
かんしょ	○ 1	1
やまいも（長いもをいう。）	○ 1	1
こんにゃくいも	○ 1	1
その他のいも類 <sup>4</sup>	○ 1	1
てんさい	○ 1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 50	50
かぶ類の根	○ 1	1
かぶ類の葉	○ 15	15
西洋わさび	○ 1	1
クレソン	○ 70	70
はくさい	○ 3	3
キャベツ	○ 5	5
芽キャベツ	○ 5	5
ケール	○ 40	40
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 40	40
チンゲンサイ	○ 40	40
カリフラワー	○ 5	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 40	40
ごぼう	○ 1	1
サルシフィー	○ 1	1
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 30	30
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 70	70

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
たまねぎ	○ 10	10
ねぎ（リーキを含む。）	○ 10	10
にんにく	○ 10	10
にら	○ 70	70
アスパラガス	○ 2	2
わけぎ	○ 10	10
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	○ 70	50
にんじん	○ 1	1
パースニップ	○ 1	1
パセリ	○ 70	70
セロリ	○ 30	30
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 70	70
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 30	30
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 1	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 1	1
ほうれんそう	○ 30	30
オクラ	○ 3	3
しょうが	○ 0.5	0.3
未成熟えんどう	○ 3	3
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
しいたけ	○ 3	3
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	○ 3	3
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 70	70
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 10	10
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.05	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ネクタリン	○ 3	3
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	2
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	3
いちご	○ 10	10
ラズベリー	○ 5	5
ブラックベリー	○ 5	5
ブルーベリー	○ 5	5
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハックルベリー	○ 5	5
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	○ 5	5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 3	3
パパイヤ	○ 2	2
アボカド	○ 1	1
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 5	3
ひまわりの種子	○ 0.5	0.5
べにばなの種子	○ 0.5	0.5
綿実	○ 0.7	0.7
なたね	○ 1	1
ぎんなん	○ 0.01	0.01
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 <sup>16</sup>	○ 1	1
茶	○ 10	10
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 30	30
その他のスパイス <sup>17</sup>	○ 70	70
その他のハーブ <sup>18</sup>	○ 70	70
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>19</sup> の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.07	0.07
豚の肝臓	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.07	0.07

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の腎臓	○ 0.07	0.07
豚の腎臓	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.07	0.07
牛の食用部分 <sup>20</sup>	○ 0.07	0.07
豚の食用部分	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.07	0.07
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.08	0.08
とうもろこし油 (注 <sup>22</sup> に限る。)	○ 0.1	0.1
とうがらし (乾燥させたもの)	○ 30	30
乾燥ハーブ	○ 300	300

○：規制強化以外の品目

\* 基準値案の部分が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
17. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
18. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
19. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
20. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
22. 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。